

## ↳ 給与所得者で確定申告が必要な人

**Q** : 給与所得者でも確定申告しなければならない場合があるそうですが、どのような場合ですか。

**A** : 給与所得者のうち、次のような人は確定申告をする必要があります。

- (1) 平成14年中の給与の収入金額が2千万円を超える人。
- (2) 1か所だけから給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得(家賃や原稿料など)の合計額が20万円を超える人。
- (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、従たる給与(「扶養控除等申告書」を提出していない給与の支払者から支払われる給与)の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える人。
- (4) 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている家事使用人のように、給与の支払の際に源泉徴収されていない人。
- (5) 同族会社の役員や役員の親族などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料、営業権の使用料などの支払を受けている人。
- (6) 災害により被害を受け、平成14年中に災害減免法の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた人。
- (7) 退職所得がある人のうち、退職手当の支払の際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため20%の税率で源泉徴収された人で、源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額よりも少ない人。

